

職発 0715 第 3号
平成 23年7月15日

各都道府県知事 殿

厚生労働省職業安定局長

東日本大震災に係る雇用促進住宅の応急仮設住宅としての取扱について

今般の東日本大震災の被災者等に対して、(独)雇用・能力開発機構が所有する雇用促進住宅を各都道府県または市町村の協力を得ながら、積極的に提供しているところであり、ご協力に感謝申し上げる。

さて、応急仮設住宅に標準的に設置されているエアコン等の附帯設備については、都道府県または委任を受けた市町村（以下「県等」という。）が民間賃貸住宅、空き家、公営住宅等を借上げ、応急仮設住宅として取扱った場合には災害救助法に基づく取扱いが可能となる旨、平成23年5月30日付社援総発0530第1号「東日本大震災に係る災害救助法の弾力運用について（その8）」により通知されているところであるが、今般、関係機関との間において、雇用促進住宅についても貴県等が借上げた場合には同様の取扱となる旨の調整が整ったので、御了知願いたい。

つきましては、貴都道府県における各市区町村災害対策本部等への本取扱の周知について協力を願いする。

社援總發0530第1号
平成23年5月30日

各 都道府県 災害救助法担当主管部（局）長 殿

厚生労働省社会・援護局総務課長



東日本大震災に係る災害救助法の弾力運用について（その8）

応急仮設住宅に標準的に設置されているエアコン等の附帯設備については、民間賃貸住宅、空き家、公営住宅等の借上げによる応急仮設住宅においても、下記のとおり、同様の取扱いとしているので、御了知願いたい。

なお、管下政令指定都市及び中核市並びにその他の市町村に対して、下記内容に関する情報提供を併せてお願ひする。

記

応急仮設住宅に標準的に設置されている必要最低限度の仕様の附帯設備（エアコン、ガスコンロ、照明器具、給湯器、カーテン）に要する相当な費用は、民間賃貸住宅、空き家、公営住宅等を借上げにより応急仮設住宅として供与する場合についても、その家賃等の中で、当該費用相当を上乗せして国庫負担の対象としている。このため、当該附帯設備が設置されていない住宅について、その住宅の所有者・管理者が新たに設置した場合には、通常、家賃等の中で相当な費用を国庫負担の対象とすることとなる。

しかし、所有者・管理者の都合等により、このような対応が困難な場合には、都道府県が住宅の所有者・管理者に対して当該附帯設備の設置に係る相当な費用を支出した場合も応急仮設住宅の費用として国庫負担の対象とすることとして差し支えないもので、事前に前広にご相談願いたい。なお、このような取扱いを行った場合は、供与期間終了時に当該附帯設備の清算を行う必要が生じることに留意されたい。